

参考資料

1	用語集	参- 1
2	改定の経緯	参- 5
3	尼崎市公園緑地審議会	参- 6
(1)	尼崎市公園緑地審議会委員名簿	参- 6
(2)	諮問書	参- 7
(3)	答申書	参- 9
(4)	尼崎市公園緑地審議会条例	参-12
(5)	幹事名簿	参-14

1 用語集

行	番号	用語	説明
あ	*1	尼っ子リンリン・ロード	「尼崎 21 世紀の森構想」の取り組みの一環として、道路・運河など多様な既存ストックを活用し、寺町や尼ロックなどを結ぶことにより、尼崎の森中央緑地へ自転車でアクセスする利用者が環境創生の取り組みを実感できるよう整備された自転車道のことです。
	*2	エコロジカルデザイン	自然環境や生態環境に配慮したデザインのことです。多自然型護岸を用いた河川環境整備などがあります。
	*3	NPO	Non Profit Organization の略で、法人格の有無に関わらず、営利を目的としない民間団体の総称のことです。「営利を目的としない」とは、一般企業のように利益を個人等へ配分することを目的としないということで、NPO はその利益を、新たな事業等の資金に活用します。
	*4	オープンカフェ	街路に面した壁や屋根を取り払い、日差しや風を取り込むように設計された開放的な喫茶店やレストランのことです。
	*5	オープンスペース	建物が建っていない視覚的に広がりのある土地のことです。公園緑地、広場、河川、農地などがあります。
か	*6	外来種	国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種のことです。外来種のうち、導入先の生態系などに著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じえなかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっています。
	*7	環境防災緑地	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、市街地大火災時における延焼の防止、避難者を接炎や輻射熱から守るとともに、避難通路の確保を目的として、国道 43 号における広域防災帯の一環として国が整備を進めている緑地のことです。 国で管理をし、植栽を中心とした整備を行う「基本型」と、沿道各市と管理協定を結び、住民の要望などを踏まえた整備を行う「利用型」があります。
	*8	近赤外線	赤外線のうち、波長が短く、0.7～2.5 マイクロメートル程度の光線のことです。暗視カメラの照明装置、赤外線通信、静脈認証などに用いられます。 植物の緑葉は青領域(B)と赤領域(R)の波長を吸収し、近赤外線領域(IR)の波長を強く反射するため、これらの植物の葉の特性を利用して、容易に植物の有無や量を計測することができます。
	*9	建築協定	住宅地としての環境や商店街としての利便性の維持増進などを目的に、対象となる区域の関係権利者全員の合意により建築物や構造、用途などの一定のルールを結ぶ協定のことです。
	*10	公開空地	建築基準法の総合設計制度に基づいて建築物の敷地内に設置された、日常自由に通行又は利用できる空地(緑地等を含む)のことです。公開空地の有効面積に応じて、容積率の割り増しや高さ制限の緩和が受けられます。
	*11	工業系指向地域	工業系の土地利用を指向する地域として、住環境整備条例において定められた地域のことで、この場所で住宅を建築する場合、敷地の周囲に同条例施行規則で規定する緩衝緑地帯を整備する必要があります。

	* 12	工業専用地域・工業地域・準工業地域	都市計画法で定められた用途地域の一つで、それぞれ工業の利便性を増進するために定められる地域のことです。
	* 13	公有水面	国が所有する河、海、湖、沼その他の公共のために使われる水流または水面の事です。
	* 14	港湾緑地	港湾区域に設置され、水際の景観整備や港で働く人や港湾利用者の休息といった利用のほか、大規模災害発生時の避難スペース・緊急物資の一時保管などの役割をもった緑地の事です。
	* 15	子ども広場	子どもの心身の健やかな成長と福祉の増進を図るため、都市公園の遊戯機能を補完するものとして設置された広場の事です。特に昭和40年代から50年代に、高速道路の高架下や民有地などを借地して設置されました。
さ	* 16	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業の事です。
	* 17	社会資本	道路、住宅、港湾、鉄道、上下水道、公園など、生産活動や生活環境の基盤をなす社会的な施設や設備の事です。
	* 18	住工共存型特別工業地区	工業地域または準工業地域の一部において、一定の建物用途制限をかけ、併せて、高さの制限（高度地区）や遮音性能の基準を設け、住宅と工場が共存できるまちづくりを目指している地区の事です。
	* 19	親水空間	水や川などに気軽に触れることができ、親しみを深めることができる水際の空間の事です。
	* 20	シンボルツリー	まちかどや駅前などに植えられた、その地域の象徴となる大きな樹木の事です。
	* 21	生産緑地	三大都市圏の農地のうち、計画的に保全する農地として、都市計画として定めた農地のことで、農地の緑地機能を活かし、公害や災害の防止に役立てるとともに、豊かな都市環境を形成しようとするものです。
	* 22	生態系	川、海、土、草原、森林など、あるまとまりを持った自然環境と、そこに生息するすべての生物で構成される空間の事です。
	* 23	生物多様性	P86 参照
	* 24	セットバック緑化	道路との敷地境界に沿った土地をベルト状に緑化し、道路から見える緑を創り出す緑化の事です。
	* 25	総合治水	河川の氾濫などの水害を未然に防ぎ、被害を最小限にとどめるため、河川や下水をスムーズに流す対策に加え、水を貯める施設や、雨水が染み込む施設を置くなど、雨水を一時的に蓄える対策のほか、浸水に関する情報提供や浸水被害の軽減のための体制整備など、事前に備える総合的な対策の事です。
		* 26	ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）
た	* 27	耐震性緊急貯水槽	災害時に水を貯めておくことができるタンクを兼ねた水道管のことで、通常は新鮮な水道水が流れていますが、地震などがおこると貯水槽と配水管が弁で遮断され、貯水槽内の水が飲料水として確保されます。

	* 28	大火災避難場所	大地震の発生に伴う大規模な火災などのときに避難する安全な避難場所のことです。 本市地域防災計画では、避難距離 2km の避難圏を設定した配置で、規模は 3ha 以上とし、1 人あたり避難面積 2 m ² を確保することとしており、大規模な公園や学校グラウンドなどの公共施設を中心に 36 カ所を指定しています。
	* 29	地域固有種	特定の地域に限定して分布する生物の種のことです。
	* 30	地球温暖化	大気中の温室効果ガスの大気中濃度が高くなることにより、地球表面の大気や海洋の平均気温が上昇する現象のことです。
	* 31	地区計画	地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するため、都市計画上の制度により、建築物の形態規制、公共施設の配置など、その地区のきめ細かなルール等を定める計画のことです。
	* 32	沖積層	河川等により運ばれた砂や礫、泥等が堆積して形成される層のことです。日本の平野部の大部分は沖積層からなります。
	* 33	提案型協働事業	地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政双方向の協働の取り組みを進めるために、モデル的に実施している市民と行政の協働事業のことです。
	* 34	低層住宅地	一般的には 3 階建てまでの住宅が立ち並んだ地域のことです。本市では、都市計画法で定める第一種低層住居専用地域がこれにあたり、低層住宅専用の良好な環境を保護しています。
	* 35	低炭素社会	地球温暖化問題に対処するため、省エネなどの取り組みが進み、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が抑えられた社会のことです。
	* 36	都市計画区域	人口など一定の要件を満たし、一体の都市として総合的に整備や開発、保全をする必要があるとして指定された区域のことです。本市は市域全域が都市計画区域になっています。
	* 37	都市計画公園・緑地	都市の発展を計画的に誘導し、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を行うことを目的として、都市計画区域内において、都市計画法第 11 条の都市施設として都市計画決定された公園や緑地のことです。
	* 38	都市公園	国や地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地のうち、都市公園法に基づき管理されているもののことです。設置目的や規模等に応じて、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園などの種別に区分されます。
	* 39	都市緑化植物園	都市緑化意識の向上、植栽知識の普及等を図るため、植栽樹種の選択、植栽方法などに関する指導、緑化植物の展示・資料の提供、都市緑化に関する広報活動等を行うことを目的として設置された公園のことです。 本市の都市緑化植物園である上坂部西公園の園内には花壇、温室、水の流れや芝生広場が設けられており、「緑の相談所」では、園芸相談や花や緑に関する講習会や展示会を行っています。
	* 40	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の都市基盤を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業のことです。 事業地区内の土地所有者等からその所有土地等の面積や位置などに応じて、少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、これを道路・公園などの公共施設用地にあて、整備することにより残りの土地（宅地）の利用価値を高め、健全な市街地をつくります。
な	* 41	ネーミングライツ (命名権)	市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与することができる権利のことで、市は、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営にあてることが出来ます。

は	* 42	バリアフリー化	高齢者や障害者等が日常生活を送る上での障壁となるものを取り除くことです。
	* 43	ビオトープ	様々な生き物が互いにつながりを持ちながら、生息・生育することができる環境を備えた場所のことです。
	* 44	プラットフォーム	市民と行政が一緒にまちづくりを進めるにあたって、誰もが気軽に参加できる話し合いの場のことです。
	* 45	ヒートアイランド現象	都市の気温が郊外よりも高くなる現象のことです。
	* 46	ブラックリスト	地域の生態系を破壊したり、そこに暮らす在来種の存続を脅かすような重大な被害を与えている種、もしくはそのおそれの大きい種のリストのことです。
	* 47	防災拠点	災害時に救援物資の配給、安否情報の確認、避難などの防災の拠点となる場所のことです。
ま	* 48	未供用	都市計画公園・緑地として都市計画決定されたもののうち、都市公園として供用されていない状態のことです。
	* 49	密集市街地	道路や公園などが十分に整備されておらず、木造の建物が密集していて、災害が起きた時の危険度が高い市街地のことです。
や	* 50	ユニバーサルデザイン	あらゆる環境において、年齢、性別、身体状況等を問わず、すべての人が利用することができる製品、施設、情報のデザインのことです。
	* 51	誘致距離、誘致圏	その公園を利用する人の範囲を表す距離のことです。誘致距離の範囲内に覆われた区域を誘致圏といい、公園の配置計画においては、誘致圏によって対象となる区域がほぼ覆われるように配慮します。
	* 52	用途地域	住宅、商業、工業などの適正な配置を誘導し、良好な市街地環境を形成することを目的として、都市計画で定める地域地区の一種のことで、本市では、第2種低層住居専用地域を除く11種類の用途地域を指定し、用途地域ごとに一定の建物用途などを規制し、まちなみの誘導を図っています。
ら	* 53	ランドマーク	ある地域や場所を象徴付けるのに顕著な景観要素のことです。
	* 54	立体緑化	建物の壁面や屋上、ベランダなどの建築物上の緑化のことです。
	* 55	緑地	都市緑地法における定義はP6参照。前回計画における定義はP21参照。
	* 56	緑被率、樹木緑被率	緑被率は、特定区域に対して緑被地（樹木や草など植物で覆われた土地）及び屋上の緑被面の水平投影面積の合計が占める割合のことで、樹木緑被率は、特定区域に対して樹木・樹林で覆われた土地の水平投影面積が占める割合のことです。本市では、航空写真撮影の画像データに近赤外の波長帯を加え、地上解像度（16×16cm）単位で抽出しています。
	* 57	六樋	中世末から近世初期にかけて整備された武庫川からの取水のための樋門（ゲート）で、野間井（富松井）、生島井、武庫井、水堂井、守部井、大島井の6つの水系に農業用水を供給する樋門施設の総称のことです。
わ	* 58	ワークショップ	テーマに基づき、参加者が話し合い等を通じて相互の意見を取り入れながら、全体としての考えをまとめる手法のことです。

2 改定の経緯

今回の緑の基本計画改定にあたって、「尼崎市市民意見聴取プロセス」に基づき、素案の作成段階から、様々な形で広く市民意見を聴取しながら、市民・事業者・学識経験者・市議会議員で構成される「尼崎市公園緑地審議会」にて審議を重ねるとともに、庁内の関係課長で構成される「庁内検討会議」での協議や兵庫県などの関係機関との協議を重ね、素案を策定しました。その後、素案を公表し、市民意見公募手続きを経て、尼崎市公園緑地審議会の答申を受け改定を行いました。

実施日	内容
平成24年10月31日	第1回 庁内検討会議
平成24年12月～ 平成25年1月	市民アンケート（市民2,000人に実施）
平成25年3月28日	第2回 庁内検討会議
平成25年7月31日	第3回 庁内検討会議
平成25年8月28日	第1回 尼崎市公園緑地審議会（諮問）
平成25年9月18日	尼崎市公園緑地審議会 第1回専門部会
平成25年10月17日	尼崎市公園緑地審議会 第2回専門部会
平成25年10月31日	第2回 尼崎市公園緑地審議会
平成25年11月25日	尼崎市公園緑地審議会 第3回専門部会
平成25年12月2日	第4回 庁内検討会議
平成25年12月19日	尼崎市公園緑地審議会 第4回専門部会
平成26年1月15日	第3回 尼崎市公園緑地審議会
平成26年1月31日	尼崎市公園緑地審議会 第5回専門部会
平成26年2月12日	第4回 尼崎市公園緑地審議会
平成26年3月11日～ 平成26年3月31日	素案の公表、市民意見募集
平成26年4月16日	第5回 庁内検討会議
平成26年4月21日	尼崎市公園緑地審議会 第6回専門部会
平成26年5月2日	第5回 尼崎市公園緑地審議会
平成26年6月4日	第6回 尼崎市公園緑地審議会（答申）

3 尼崎市公園緑地審議会

(1) 尼崎市公園緑地審議会委員名簿

(五十音順：敬称略)

氏 名	役職・職業等
○※ 赤澤 宏樹	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 准教授
※ 石丸 京子	環境学園専門学校 客員教授
※ 角野 幸博	関西学院大学総合政策学部 教授
亀川 甲	市民公募委員
清水 邦子	市民公募委員
仙波 幸雄	尼崎市議会議員
田中正三	社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 常任理事
都築 徳昭	尼崎市議会議員
寺坂 美一	尼崎市議会議員
土井 卓	新日鐵住金株式会社鋼管事業部尼崎製造所総務部長
◎※ 中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長
前田 喜久雄	兵庫六甲農業協同組合 尼崎地区担当理事
森田 基子	尼崎花のまち委員会 副会長
森本 由紀	尼崎市子育てサークル実行委員会 会長
渡辺 真理	あまがさき環境オープンカレッジ実行委員会 幹事

◎印は会長、○印は専門部会長、※印は専門部会委員

(役職等は平成25年8月現在)



第1回尼崎市公園緑地審議会

(2) 諮問書

尼公計第20096号
平成25年8月28日

尼崎市公園緑地審議会
会長 中瀬 勲 様

尼 崎 市 長
稲 村 和 美



尼崎市緑の基本計画の改定にあたっての基本的な考え方について（諮問）

緑の基本計画は、平成11年に策定し、目標年次（平成30年度）における緑地の目標量を定めるとともに、本市全域の緑について、環境、景観、スポーツ・レクリエーション、防災の4つの視点から検討を加え、それぞれについて配置方針を取りまとめるとともに、具体的な施策を先進的・重点的に展開し、緑の保全・創出に取り組んでまいりました。

しかしながら、現行の緑の基本計画策定以降、社会経済情勢の変化や緑に関連する法制度の改正等により、緑を取り巻く環境が大きく変化しています。

一方、本市では、平成25年度からの10年間を期間とする新たな総合計画を策定し、「ありたいまち」の実現に向けて市民・事業者とともに、まちづくりの新たな取組みを始めたところです。

今般、こうした緑を取り巻く課題に対応するとともに、緑を活用したまちづくりの推進に寄与する計画をめざして、緑の基本計画を改定することといたしました。

そこで、本市の緑の基本計画の改定にあたっての基本的な考え方について、広範な分野での立場でご審議いただきたく、貴審議会の意見を問います。

以 上
(公園計画推進担当)

諮問の趣旨

尼崎市は、猪名川と武庫川の沖積による平坦で利用しやすい土地柄から元来緑が少なく、近代は産業の発展に伴い、都市化が著しく進みました。

このため、昭和40年頃から「緑を育てる尼崎」を重点施策に掲げ、緑化体制を整え、市民や事業者にも働きかけながら、公園緑地の整備をはじめ、工場緑化協定、保護樹木・樹林の指定、緑の相談所開設、JR 東海道沿線緑化など、数々の緑化事業を展開してきました。

平成11年には、市域の緑の保全及び緑化施策を総合的、計画的に推進することを目的に、都市緑地保全法（現：都市緑地法）に規定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定し、本市全域の緑について、環境、景観、スポーツ・レクリエーション、防災の4つの視点から検討を加え、それぞれについて配置方針を取りまとめるとともに、具体的な施策を先進的・重点的に展開し、緑の保全・創出に取り組んできました。

その結果、あまがさき緑遊新都心地区や臨海西部拠点地区などでの面的開発による公園や街路樹の整備、ワークショップによる公園整備や地域自主管理による協働の取組み、住民の花づくり運動の広がりなどが進み、市域の樹木緑被率も、策定当初の5.9%から平成24年度には8.4%に増加するなど、一定の成果がみられました。

しかしながら、現行の緑の基本計画策定後14年が経過し、その間、人口減少社会の到来、少子化や高齢化の進行、地球温暖化など社会経済情勢の変化や、都市緑地法など緑に関連する法制度の改正等により、緑を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方、本市では、平成25年度からの10年間を期間とする新しい総合計画を策定し、「ありたいまち」の実現に向けて市民・事業者とともに、まちづくりの新たな取組みを始めたところですが、持続可能な社会への転換、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全、シティプロモーションへの対応、防災のまちづくりなど、本市の今日的な都市課題の解消を、緑を通じて取組んでいくことが求められています。また、市民が主体となったまちづくりの気運の高まりにより、猪名川自然林や尼崎の森中央緑地などでは緑を活用した市民活動が活発に行われており、こうした活動についてはさらに広げていく必要があります。

今般、こうした緑を取り巻く新たな課題に対応するとともに、緑を活用したまちづくりの推進に寄与する計画をめざして、緑の基本計画を改定することといたしました。

そこで、本市の緑の基本計画の改定にあたっての基本的な考え方について、広範な分野での立場でご審議いただきたく、貴審議会に諮問するものです。

以上

(3) 答申書

平成 26 年 6 月 4 日

尼 崎 市 長
稲 村 和 美 様

尼崎市公園緑地審議会
会長 中 瀬 勲



尼崎市緑の基本計画の改定にあたっての基本的な考え方について (答申)

平成 25 年 8 月 28 日付尼公計第 20096 号で質問のありました「尼崎市緑の基本計画の改定にあたっての基本的な考え方」について慎重に審議した結果、別添「尼崎市緑の基本計画」のとおり答申します。

以 上

尼崎市緑の基本計画の改定にあたって

尼崎市では、平成 25 年度からの 10 年間を期間とする新しい総合計画を策定し、「ありたいまち」の実現に向けて市民・事業者とともに、まちづくりに取り組んでいるところである。総合計画の部門別計画である緑の基本計画においては、持続可能な社会への転換、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性の保全、シティプロモーションへの対応、防災のまちづくりなど、尼崎市の今日的な都市課題を、緑のまちづくりを通じて解消していくことが求められる。

一方、尼崎市では、これまで、市民・事業者の参加や協力を得ながら、現行計画に基づく様々な取り組みを進め、公園面積や樹木・樹林地面積の増加など、一定の成果がみられたが、緑に対して満足している市民は 1 割程度に留まっている。

また、現行計画策定後、市民が主体となったまちづくりの気運の高まりにより、猪名川自然林や尼崎の森中央緑地など、市内各所で緑を活用した市民活動が活発に行われているが、市民主体の取り組みの中には、参加者の偏りや高齢化、団体数の伸び悩みといった課題なども見られる。

さらに、市民アンケートの結果をみると、自宅の緑化など身近な緑づくりをしている人は多く、また、若い世代で身近な緑のまちづくりへの高い参加意欲がみられるものの、公園をよく利用する人が 3 割程度に留まっていること、利用者の年齢層や利用形態に偏りがみられることから、多様な主体が公園などの緑を地域の交流や活動などのまちづくりに十分に活用している状況とは言いがたい。

このような背景を踏まえ、本審議会では、緑の基本計画の改定について、現行計画の目標や考え方、これまでの緑の機能などにとらわれることなく、文化・交流、福祉、安心・安全、教育、観光などのまちづくりやコミュニティ形成の場としての緑の活用といった、新しい視点を加えて審議を重ね、これまでの「つくる」ことを中心とした考え方から、市民・事業者が主体となって「緑の質を高める」計画へと転換することとした。

そこで、本計画では、総合計画の 4 つの「ありたいまち」に即した緑のイメージを「緑の将来像」として、また、「緑を通じてまちの満足度を高める」ことを目標として設定した。

なお、前回計画の目指すまちのイメージである「水とみどり そして人が輝くまちあまがさき」は、緑の将来像全体を表す計画のキャッチフレーズとして引き継いだ。

そして、緑の将来像及び目標の実現に向けて、「関わる」、「活かす」、「守り育てる」、「工夫してつくる」をキーワードとした 4 つの「基本方針」と「緑のネットワークの考

え方」、そしてそれらを踏まえた「公園づくりの考え方」を示した。

さらに、8つの「基本方針に沿った取り組み」、計画全体の推進やまちの魅力の向上にもつながる3つの「重点的な取り組み」及び緑の特徴により市域を3つの地域に区分した「地域らしい緑のまちづくり」の取り組みを示し、最後に「計画の進行管理」について示した。

なお、本答申においては具体的な提案は示していないが、計画の進行管理にあたっては、市民による点検評価や見直し、緑のまちづくりの新たな提案など、市民参画を積極的に推進していくための仕組みを構築し、実施されたいという意見を付け加えておく。

本審議会では、緑や公園の取組みに留まらず、緑を通じたまちづくり全般に対する様々な意見や提案を行った。答申には盛り込めなかった具体的な取り組みのアイデアや事例についても参考にしながら、今後、緑を通じて、市民が住んでよかった、住み続けたいと思える尼崎市となるよう、市民・事業者・行政がともに手を取りあい、緑のまちづくりの取り組みを着実に進めていくことを強く期待する。

以 上

(4) 尼崎市公園緑地審議会条例

平成元年3月6日

条例第14号

改正 平成25年7月31日条例第55号

(設置)

第1条 本市の公園、緑地等の整備について重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市公園緑地審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

5 臨時委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平25条例55・一部改正)

(任期)

第3条 委員（臨時委員を除く。次項並びに次条第1項及び第3項において同じ。）の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(平25条例55・一部改正)

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 審議会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平25条例55・一部改正)

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第4条第2項及び前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(平25条例55・一部改正)

(意見の聴取等)

第8条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(平25条例55・一部改正)

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平25条例55・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則 (平成25年7月31日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 幹事名簿

役 職
企画財政局 政策部 まちづくり企画・調査担当課長
総務局 防災安全部 防災対策課長
経済環境局 経済部 農政課長
経済環境局 環境部 環境創造課長
都市整備局 都市計画部 都市計画課長
都市整備局 都市計画部 開発指導課長
都市整備局 土木部 河港・21世紀の森推進課長
都市整備局 土木部 公園課長



答申の様子

表紙の写真：佐璞丘公園

尼崎市緑の基本計画

～水とみどり そして 人が輝くまち あまがさき～

編集・発行 都市整備局土木部公園計画推進担当

TEL : 06-6489-6530 FAX : 06-6481-6020

尼崎市緑の基本計画
2014